ねむのきホームヘルプサービス利用料金表 (令和6年6月1日施行)

【介護度:要介護1~5の方】

*身体介護が中心の場合

サービスに要する時間(所要時間)	単位数	介護職員等処遇 改善加算(I)	地域区分 (6級地)	本人負担額 合計
20分未満	179	44	単位数 ×10.42	233
20分以上30分未満	268	66		348
30分以上1時間未満	426	104		553
1時間以上1時間30分未満	624	153		810

所要時間1時間以上の場合は577単位に所要時間30分増すごとに83単位を加算。

*生活援助が中心の場合

サービスに要する時間(所要時間)	単位数	介護職員等処遇 改善加算(I)	地域区分 (6級地)	本人負担額 合計
20分以上45分未満	197	48	単位数	256
45分以上	242	59	×10.42	314

*身体介護を中心に行った後、生活援助を中心に行った場合(身体介護の所定単位数に加算)

サービスに要する時間(所要時間)	単位数	介護職員等処遇 改善加算(I)	地域区分 (6級地)	本人負担額 合計
25分以上	72	18	N/ 11 N/F	94
50分以上	143	35	単位数 ×10.42	186
75分以上	215	53		280

*同時に2人の訪問介護員等が訪問介護を行った場合。

所定単位数の100分の200に相当する単位数を算定。

【介護度:要支援1・2、事業対象者】 ※保険者により異なります

<保険者が那珂川市の方>

<u> </u>				
サービス基本部分	単位数	介護職員等処遇 改善加算(I)	地域区分 (6級地)	本人負担額 合計
訪問型独自サービス I (週1回程度・1月につき)	1176	288	単位数 × 10.42	1,526
訪問型独自サービスⅡ (週2回程度・1月につき)	2349	576		3,048
訪問型独自サービスⅢ (週2回を超える程度・1月につき)	3727	913		4,835
訪問型独自サービスⅣ1、Ⅳ2、Ⅳ3 (標準的な内容の訪問型サービスである場合)	287	70		372 ×回数
訪問型独自サービスV1、V2、V3 (生活援助中心・20~44分)	179	44		233 ×回数
訪問型独自サービスVI1、VI2、VI3 (生活援助中心・45分~)	220	54		286 ×回数
訪問型独自短時間サービス (短時間の身体介護が中心)	163	40		212 ×回数

〈保険者が福岡市の方〉

サービス基本部分	単位数	介護職員等処遇 改善加算(I)	地域区分 (5級地)	本人負担額 合計
訪問型独自サービス11 (週1回程度・1月につき)	1176	288		1,567
訪問型独自サービス12 (週2回程度・1月につき)	2349	576		3,130
訪問型独自サービス13 (週2回を超える程度)	3727	913		4,965
訪問型独自サービス21 (標準的な内容の訪問型サービスである場合)	287	70	単位数 × 10.70	382 ×回数
訪問型独自サービス22 (生活援助中心・20~44分)	179	44		239
訪問型独自サービス23 (生活援助中心・45分~)	220	54		297
訪問型独自短時間サービス (短時間の身体介護が中心である場合)	163	40		218

く保険者が春日市の方>

サービス基本部分	単位数	介護職員等処遇 改善加算(I)	地域区分 (5級地)	本人負担額 合計
訪問型独自サービス13 週2回を超える程度で月13回以上。1月につき	3727	913	単位数 × 10.70	4,965
訪問型独自サービス21 (標準的な内容の訪問型サービス) 計画に位置づけられたサービスが月1〜12回	287	70		382 ×回数
訪問型独自サービス22 (生活援助中心・20~44分)	179	44		239
訪問型独自サービス23 (生活援助中心・45分~)	220	54		297
訪問型独自短時間サービス (短時間の身体介護が中心である場合)	163	40		218

【加算料金】

名称	内 容	単位数
特定事業所加算(Ⅱ)	体制要件、人材要件を充たしてる事業所職員に よるサービス実施に対する加算。 要介護の方が対象です。	所定単位数の 10%加算
初回加算	新規利用、又は前回利用後入院等で2カ月以上利用 期間があいた場合。 予防→介護、介護→予防へ 区分変更になった場合。	200単位/月
緊急時訪問介護加算	緊急時、居宅サービス計画にないサービスを実施 した場合。	100単位/回
生活機能向上連携加算(I)	サービス提供責任者と、リハビリステーション 専門職・医師との訪問時連携実施に対する加算	100単位/月
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	サービス提供責任者と、リハビリステーション 専門職・医師との訪問時連携実施に対する加算	200単位/月
介護職員等処遇改善加算(I)	介護職員の処遇改善に対する加算	所定単位数の 24.5%加算
	夜 間(午後6時から午後10時まで)	25%加算
割増料金加算	早朝(午前6時から午前8時まで)	25%加算
	深 夜(午後10時から午前6時まで)	50%加算
地域単価区分	6級地 (那珂川市) ※要支援・事業対象者の 方はサービスを受ける市町村の地域単価となります。	10.42円

目安として1割負担分で料金表示しております。(2割の方は表示金額の2倍、3割の方は3倍となります)